お客様本位の業務運営に関する取組状況
（2023 年 3 月現在）

1．お客様の取引目的やニーズに合うような商品をお届けするように取り組みました。
人生 100 年時代を見据えた自助努力がこれまで以上に重要視されるなか、引き続き資産形成に資する商品提供を継続しました。

これらに対応する商品開発においては自社の運用リソースにとらわれることなく、積極的に社外の外部ファンドマネジャー等と協働し、投資家ニーズにあったベスト・プロダクトの提供に努めてきました。

① “楽天・全世界株式（除く米国）インデックス・ファンド”の立ち上げ
日本を含む全世界（除く米国）の株式市場の動きに連動する投資成果を目指すファンド。米国を除いた全世界の株式を投資対象とすることにより、米国株式を中心に投資をしてきた顧客層の分散投資ニーズに応えます。

② “楽天・資産づくりファンドぷらす＋”シリーズの立ち上げ
のんびりコース
じっくりコース
なかなかコース
しっかりコース
がっちりコース
主に複数のファンドを通じて、世界の株式、不動産投信(リート)及び債券に広く分散投資を行うことで、リスク分散を図りながら収益の獲得を目指すファンド。リスク許容度など資金の特性に応じて 5 つのコースを用意し、広汎な顧客層に対し高付加価値の投資サービスを提供します。

③ ラップ向けファンドの立ち上げ
“楽天・オルタナティブ・マルチキャリー戦略ファンド＜ラップ向け＞”

④ 受賞歴
・リフィニティブ・リッパー・ファンド・アワード・ジャパン 2023
投資信託部門　最優秀会社賞
➢ 株式部門
最優秀ファンド賞【投資信託部門】
分類名：株式型 エマージングマーケット グローバル（評価期間：３年、５年）
ファンド名：楽天・新興国株式インデックス・ファンド
分類名：ミックスアセット 日本円 積極型（評価期間：３年）
ファンド名：楽天グローバル・バランス（積極型）

加えて、長らく続く国内の低金利環境のなか機関投資家等の運用ニーズに応えるため、当社では公募投信に加えて複数の私募投信による運用を継続して行っております。

2．KPI の達成度合い

① 積立投資向けに提供しているファンドの純資産総額の推移

対象ファンド：楽天・全世界株式インデックス・ファンド
楽天・全米株式インデックス・ファンド
楽天・全世界株式（除く米国）インデックス・ファンド
楽天・米国高配当株式インデックス・ファンド
楽天・インデックス・バランス・ファンド(株式重視型)/(均等型)/(債券重視型)
楽天・資産づくりファンド(のんびりコース)/(じっくりコース)/(なかなかコース)/(しっかりコース)/(がっちりコース)

2021 年 6 月末時点：423,225 百万円
2022 年 6 月末時点：807,784 百万円
2023 年 3 月末時点：1,162,213 百万円

② 動画配信サイトや SNS における情報発信件数

・当社公式 Twitter アカウントにおいて、より多くの投資家の皆様に当社の活動を知っていただけるよう、引き続き、投資信託についての情報発信やキャンペーン活動を行いました。

情報発信件数：120 本
キャンペーン活動件数：4 本
2022 年 08 月：フォロワー1 万人突破記念キャンペーン
2022 年 10 月：投資の日キャンペーン
2022 年 12 月：楽天・VXUS 誕生キャンペーン
2023 年 02 月：NISA の日キャンペーン

・当社公式 YouTube チャンネルにおいて、当社の商品についての紹介動画等を公開しております。動画総本数：34 本（2023 年 3 月末時点）、総チャンネル登録者数：2,937 名（2023 年 3 月末時点）、合計視聴回数：117,949 回（対象期間：2022 年 7 月～2023 年 3 月）

③ インデックス型公募ファンドの手数料率の推移（対象ファンド純資産総額加重平均）

対象ファンド：公募ファンド（ラップ専用ファンド、ETF は除く）。
2021 年 6 月末時点：0.176%
2022 年 6 月末時点：0.172%
2023 年 3 月末時点：0.172%

3．フィデューシャリー・デューティーの実践に向け、以下の活動を行いました。

① コロナ禍においても資産形成の継続性が途絶えないよう、引き続き、BCP（事業継続計画）の一環として、リモート業務のインフラを強化すると共に、顧客情報の漏えいを防止すべくセキュリティを堅牢化する等、社内体制を整備しました。

② オペレーションの持続性を高めるため、社内組織の再編を行い、管理本部からITオペレーション本部を分割し、その専門性を高めることでIT統制を強化しました。

③ 運用部門における外国投資信託に関するモニタリング等をより強固に実施できるようにするため、運用部門における組織の見直し、再編を行いました。

④ 販売会社と協働し重要情報シート作成に向けた情報提供を行い、商品ごとに当社がターゲットとする顧客層を明確にすることで、わかりやすい情報提供に努めました。

⑤ 当期間も、より知見のある監査法人及び弁護士の協力を得て、お客様本位の業務運営に関する基本方針に沿った内部管理態勢が構築・運用されているかについて見直しを行い、当該態勢の評価及び改善等を行いました。

⑥ 上記協力のもと、基準価額算出・公表の適正性に関して、基準価額算出から公表のプロセスについて検証を行い、適切に運営がなされていることを取締役会に報告しました。

⑦ 複雑又はリスクの高い投資信託につき四半期に一度、販売会社から苦情や問い合わせについての情報を収集し、情報発信の際の判断素材とし、また、投資信託の新たな組成において参考にしました。

⑧ 2022年10月より当社の親会社となった楽天証券ホールディングス株式会社の上場準備に付随して、同社に設置された特別委員会を通じて当社の関係会社取引を管理する等、当社の利益相反に関する管理を厳格化しました。

⑨ 昨今の急激なトルコリラ下落による運用環境の変化に鑑み、運用資産の返還がお客様の利益に資するものと判断し、“楽天USリート・トリプルエンジン（トルコリラ）毎月分配型”を繰上償還しました。

⑩ お客様よりお預かりした資産の適正運用を担保するため、投資対象銘柄モニタリングシステムの導入を決定し、モニタリング体制を強化しました。

⑪ 業務知識の充実や法令諸規則、及びお客様の本位の業務運営に関する諸原則等の周知のための社内研修を実施しました。

なお、金融庁が2017年3月30日に公表し、2021年1月15日に改訂された「顧客本位の業務運営に関する原則」の原則２～７（これらに付されている（注）を含みます）に示されている内容と当社の取組方針及び取組状況の対応関係につきましては、別紙の対照表をご参照ください。

以　上

掲載・更新年月日：　2023年6月28日

金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」との対応関係表

金融事業者の名称	楽天投信投資顧問株式会社
■取組方針掲載ページのURL　：	https://www.rakuten-toushin.co.jp/company/disclaimer/policy/fiduciary/
■取組状況掲載ページのURL　：	https://www.rakuten-toushin.co.jp/company/disclaimer/policy/fiduciary/pdf/fiduciary_2303.pdf

原　則			実施・不実施	取組方針の該当箇所	取組状況の該当箇所
原則2	**【顧客の最善の利益の追求】** 金融事業者は、高度の専門性と職業倫理を保持し、顧客に対して誠実・公正に業務を行い、顧客の最善の利益を図るべきである。金融事業者は、こうした業務運営が企業文化として定着するよう努めるべきである。		実施	１．資産市場と資産運用手法に対する的確な理解のもとに、お客様の最善の利益のために行動します。 第一項目 ２．お客様のニーズを理解し、ベスト・プロダクトによる最善の便益の提供を目指します。 第二項目 ４．お客様の利益に他の利害が優先する可能性を徹底的に排除すべく利益相反管理を行います。 第三項目 ５．フィデューシャリー・デューティーを浸透させるべく常時活動します。	【３．フィデューシャリー・デューティーの実践に向け、以下の活動を行いました。】の①、②、③、⑤、⑥、⑨、⑩及び⑪
	（注）	金融事業者は、顧客との取引に際し、顧客本位の良質なサービスを提供し、顧客の最善の利益を図ることにより、自らの安定した顧客基盤と収益の確保につなげていくことを目指すべきである。	実施	１．資産市場と資産運用手法に対する的確な理解のもとに、お客様の最善の利益のために行動します。 第一項目、第二項目 ２．お客様のニーズを理解し、ベスト・プロダクトによる最善の便益の提供を目指します。 第一項目 ４．お客様の利益に他の利害が優先する可能性を徹底的に排除すべく利益相反管理を行います。 第三項目	【１．お客様の取引目的やニーズに合うような商品をお届けするように取り組みました。】に記載の商品
原則3	**【利益相反の適切な管理】** 金融事業者は、取引における顧客との利益相反の可能性について正確に把握し、利益相反の可能性がある場合には、当該利益相反を適切に管理すべきである。金融事業者は、そのための具体的な対応方針をあらかじめ策定すべきである。		実施	２．お客様のニーズを理解し、ベスト・プロダクトによる最善の便益の提供を目指します。 第二項目 ４．お客様の利益に他の利害が優先する可能性を徹底的に排除すべく利益相反管理を行います。 第一項目	【３．フィデューシャリー・デューティーの実践に向け、以下の活動を行いました。】の⑧
	（注）	金融事業者は、利益相反の可能性を判断するに当たって、例えば、以下の事情が取引又は業務に及ぼす影響についても考慮すべきである。 ・ 販売会社が、金融商品の顧客への販売・推奨等に伴って、当該商品の提供会社から、委託手数料等の支払を受ける場合 ・ 販売会社が、同一グループに属する別の会社から提供を受けた商品を販売・推奨等する場合 ・ 同一主体又はグループ内に法人営業部門と運用部門を有しており、当該運用部門が、資産の運用先に法人営業部門が取引関係等を有する企業を選ぶ場合	実施	４．お客様の利益に他の利害が優先する可能性を徹底的に排除すべく利益相反管理を行います。 第二項目、第三項目	【３．フィデューシャリー・デューティーの実践に向け、以下の活動を行いました。】の⑧
原則4	**【手数料等の明確化】** 金融事業者は、名目を問わず、顧客が負担する手数料その他の費用の詳細を、当該手数料等がどのようなサービスの対価に関するものかを含め、顧客が理解できるよう情報提供すべきである。		実施	３．簡明な情報提供を行い、お客様のご判断をサポートします。 第三項目	【２．KPIの達成度合い】
原則5	**【重要な情報の分かりやすい提供】** 金融事業者は、顧客との情報の非対称性があることを踏まえ、上記原則４に示された事項のほか、金融商品・サービスの販売・推奨等に係る重要な情報を顧客が理解できるよう分かりやすく提供すべきである。		実施	３．簡明な情報提供を行い、お客様のご判断をサポートします。 第一項目	【３．フィデューシャリー・デューティーの実践に向け、以下の活動を行いました。】の④
	（注1）	重要な情報には以下の内容が含まれるべきである。 ・ 顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの基本的な利益（リターン）、損失その他のリスク、取引条件 ・ 顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品の組成に携わる金融事業者が販売対象として想定する顧客属性 ・ 顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの選定理由（顧客のニーズ及び意向を踏まえたものであると判断する理由を含む） ・ 顧客に販売・推奨等を行う金融商品・サービスについて、顧客との利益相反の可能性がある場合には、その具体的内容（第三者から受け取る手数料等を含む）及びこれが取引又は業務に及ぼす影響	実施	３．簡明な情報提供を行い、お客様のご判断をサポートします。 第一項目、第二項目 ４．お客様の利益に他の利害が優先する可能性を徹底的に排除すべく利益相反管理を行います。 第一項目	【３．フィデューシャリー・デューティーの実践に向け、以下の活動を行いました。】の④及び⑦
	（注2）	金融事業者は、複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨等する場合には、個別に購入することが可能であるか否かを顧客に示すとともに、パッケージ化する場合としない場合を顧客が比較することが可能となるよう、それぞれの重要な情報について提供すべきである（（注２）～（注５）は手数料等の情報を提供する場合においても同じ）。	非該当	末尾注記	お客様本位の業務運営に関する基本方針 末尾注記のとおり

原　則			実施・不実施	取組方針の該当箇所	取組状況の該当箇所
原則5	（注3）	金融事業者は、顧客の取引経験や金融知識を考慮の上、明確、平易であって、誤解を招くことのない誠実な内容の情報提供を行うべきである。	実施	３．簡明な情報提供を行い、お客様のご判断をサポートします。 第一項目 ４．お客様の利益に他の利害が優先する可能性を徹底的に排除すべく利益相反管理を行います。 第二項目	【３．フィデューシャリー・デューティーの実践に向け、以下の活動を行いました。】の④及び⑦
	（注4）	金融事業者は、顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの複雑さに見合った情報提供を、分かりやすく行うべきである。単純でリスクの低い商品の販売・推奨等を行う場合には簡潔な情報提供とする一方、複雑又はリスクの高い商品の販売・推奨等を行う場合には、顧客において同種の商品の内容と比較することが容易となるように配意した資料を用いつつ、リスクとリターンの関係など基本的な構造を含め、より分かりやすく丁寧な情報提供がなされるよう工夫すべきである。	実施	３．簡明な情報提供を行い、お客様のご判断をサポートします。 第一項目、第二項目	【３．フィデューシャリー・デューティーの実践に向け、以下の活動を行いました。】の④及び⑦
	（注5）	金融事業者は、顧客に対して情報を提供する際には、情報を重要性に応じて区別し、より重要な情報については特に強調するなどして顧客の注意を促すべきである。	実施	３．簡明な情報提供を行い、お客様のご判断をサポートします。 第三項目	【３．フィデューシャリー・デューティーの実践に向け、以下の活動を行いました。】の④
原則6	**【顧客にふさわしいサービスの提供】** 金融事業者は、顧客の資産状況、取引経験、知識及び取引目的・ニーズを把握し、当該顧客にふさわしい金融商品・サービスの組成、販売・推奨等を行うべきである。		実施	２．お客様のニーズを理解し、ベスト・プロダクトによる最善の便益の提供を目指します。 第一項目 ３．簡明な情報提供を行い、お客様のご判断をサポートします。 第一項目	【３．フィデューシャリー・デューティーの実践に向け、以下の活動を行いました。】の④
	（注1）	金融事業者は、金融商品・サービスの販売・推奨等に関し、以下の点に留意すべきである。 ・ 顧客の意向を確認した上で、まず、顧客のライフプラン等を踏まえた目標資産額や安全資産と投資性資産の適切な割合を検討し、それに基づき、具体的な金融商品・サービスの提案を行うこと ・ 具体的な金融商品・サービスの提案は、自らが取り扱う金融商品・サービスについて、各業 法の枠を超えて横断的に、類似商品・サービスや代替商品・サービスの内容（手数料を含む）と比較しながら行うこと ・ 金融商品・サービスの販売後において、顧客の意向に基づき、長期的な視点にも配慮した適切なフォローアップを行うこと	非該当	末尾注記	お客様本位の業務運営に関する基本方針 末尾注記のとおり
	（注2）	金融事業者は、複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨等する場合には、当該パッケージ全体が当該顧客にふさわしいかについて留意すべきである。	実施	３．簡明な情報提供を行い、お客様のご判断をサポートします。 第一項目、第二項目	【３．フィデューシャリー・デューティーの実践に向け、以下の活動を行いました。】の⑦
	（注3）	金融商品の組成に携わる金融事業者は、商品の組成に当たり、商品の特性を踏まえて、販売対象として想定する顧客属性を特定・公表するとともに、商品の販売に携わる金融事業者においてそれに沿った販売がなされるよう留意すべきである。	実施	３．簡明な情報提供を行い、お客様のご判断をサポートします。 第一項目	【３．フィデューシャリー・デューティーの実践に向け、以下の活動を行いました。】の④及び⑦
	（注4）	金融事業者は、特に、複雑又はリスクの高い金融商品の販売・推奨等を行う場合や、金融取引被害を受けやすい属性の顧客グループに対して商品の販売・推奨等を行う場合には、商品や顧客の属性に応じ、当該商品の販売・推奨等が適当かより慎重に審査すべきである。	非該当	末尾注記	お客様本位の業務運営に関する基本方針 末尾注記のとおり
	（注5）	金融事業者は、従業員がその取り扱う金融商品の仕組み等に係る理解を深めるよう努めるとともに、顧客に対して、その属性に応じ、金融取引に関する基本的な知識を得られるための情報提供を積極的に行うべきである。	実施	５．フィデューシャリー・デューティーを浸透させるべく常時活動します。	【３．フィデューシャリー・デューティーの実践に向け、以下の活動を行いました。】の⑪ 【２．KPIの達成度合い】の②
原則7	**【従業員に対する適切な動機づけの枠組み等】** 金融事業者は、顧客の最善の利益を追求するための行動、顧客の公正な取扱い、利益相反の適切な管理等を促進するように設計された報酬・業績評価体系、従業員研修その他の適切な動機づけの枠組みや適切なガバナンス体制を整備すべきである。		実施	５．フィデューシャリー・デューティーを浸透させるべく常時活動します。	【３．フィデューシャリー・デューティーの実践に向け、以下の活動を行いました。】の④、⑤、⑦及び⑪
	（注）	金融事業者は、各原則（これらに付されている注を含む）に関して実施する内容及び実施しない代わりに講じる代替策の内容について、これらに携わる従業員に周知するとともに、当該従業員の業務を支援・検証するための体制を整備すべきである。	実施	５．フィデューシャリー・デューティーを浸透させるべく常時活動します。 ６．本方針に関わる活動状況を定期的に報告します。第一項目	【３．フィデューシャリー・デューティーの実践に向け、以下の活動を行いました。】の⑤及び⑪

【照会先】

部署	コンプライアンス部
連絡先	03-6432-7720